

第一九回

参第五号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十二条（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」を「第二百十二条 削除」に改める。

第百七条中「第二百五十一条第一項前段（（当選人の選挙犯罪の場合））」を「第二百五十一条第一項若しくは第三項（（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第百九条第五号中「、第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））又は第二百十二条（（出納責任者の報告義務違反の場合））」を「又は第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））」に、同条第六号中「第二百五十一条第一項前段（（当選人の選挙犯罪の場合））」を「第二百五十一条第一項又は第三項（（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第百九十八条但書を削る。

第二百十一条中「第二百五十一条第一項後段」を「第二百五十一条第二項」に改める。

第二百十二条を次のように改める。

第二百十二条 削除

第二百七条及び第二百二十条第二項中「、第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））又は第二百十二条（（出納責任者の報告義務違反の場合））」を「又は第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第二百五十一条第二項中「出納責任者が」の下に「前項に掲げる罪又は」を加え、同項但書を削り、同項を第三項とする。

第二百五十一条第一項後段を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 選挙運動を総括主宰した者が第二百二十一条（（買収及び利害誘導罪））、第二百二十二条（（多数人買収及び多数人利害誘導罪））、第二百二十三条（（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪））又は第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

第二百五十二条第三項を次のように改める。

3 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間若しくは刑の執行猶予中の選挙権及び被選挙権を有しない期間を、また前項に規定する者に対し同項の十年間の期間をそれぞれその二分の一を限度として短縮する旨を宣告することができる。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「選挙運動を総括主宰した者」の下に「若しくは出納責任者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、同日前にその選挙の期日が公示又は告示された選挙に関しては、なお従前の例による。

理 由

政界汚濁の根源が選挙の腐敗に存する実情にかんがみ、選挙を公明にしもつて政界の浄化に資するため、選挙費用超過、総括主宰者の買収事犯及び出納責任者の報告書提出義務違反の場合における当選無効の免責規定を削除するとともに、出納責任者の買収事犯をも当選無効原因に加えて、いわゆる連座制を強化し、なお、選挙犯罪による処刑者に対して選挙権及び被選挙権の停止をしないことができる旨の規定を削除し、裁判所が情状により法定期間の二分の一を限度として停止期間の短縮のみを宣告し得るようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。